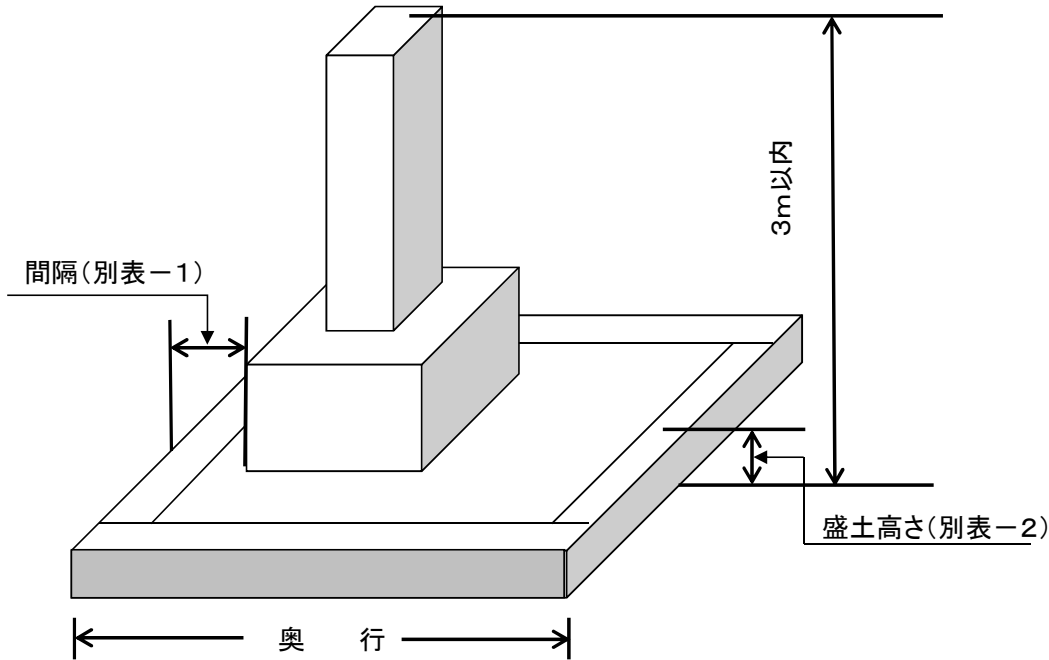


普通霊園施設設置基準

● 碑石設置の正面は間口とし、間口の中心線が碑石の中心とすること



● 碑石が洋風の場合もこの基準による

間 隔(別表-1)

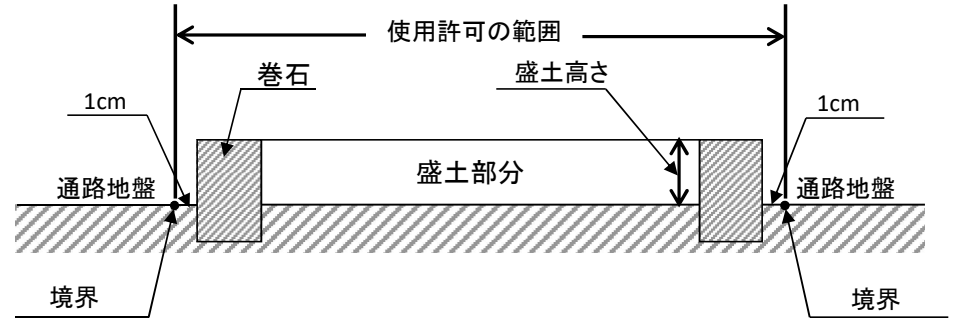
使用面積の奥行	間 隔
3m未満	30cm
3m以上4m未満	45cm
4m以上5m未満	60cm
5m以上7m未満	75cm
7m以上	150cm

盛土高さ(別表-2)

使用面積	盛土高さ
12㎡未満	15cm
12㎡以上	30cm

15-5-0119~15-5-0141の区画については間隔を15cmとする。

- 施設建設施工届は境界点間の実測数値であること
- 盛土は巻石設置後、市が行う検査の承認を得て施工すること



- 各区画の境界点は通路側官民境界石の表示とする
- 巻石設置の控えは境界から左右1cmあけることとする。ただし施工上の都合が必要な場合は2cm以内を限度とする。
- 盛土高さの基準点は通路側官民境界石の右端とする

